

小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務 仕様書

第1章 総則

第1節 業務の目的

本業務は、小松島市（以下「本市」という。）が管理するごみ処理施設（ごみ排出量年間約1万2千トン）の老朽化に伴い、新施設の処理規模、処理方式、整備手法、及び建設候補地等を検討することとなり、複数の選択肢を比較することにより本市の今後の施設整備方針を明らかにすることを目的として委託するものである。

第2節 業務の名称

R 4 小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務

第3節 業務の履行期間

契約締結日の翌日から330日間

第4節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「R 4 小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務」に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受託者の責任において実施する。

第5節 業務の内容

「第2章 業務内容」による。

第6節 関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び契約書の他、関係法令、条例、規則、規定等に基づいて実施するものとする。

第7節 業務の履行

1. 受託者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受託者の知見を発揮して、業務を誠実に履行するものとする。
2. 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、本市と受託者との協議の上、受託者の責任において実施するものとする。
3. 本業務の履行に際しては、本市と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

第8節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本市に提出し、必要が無くなったとき又は業務完了時には速やかに返却すること。ただし、電子媒体による資料についてはこの限りでない。

第9節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

第10節 関係官公庁等との協議

受託者は、本業務の遂行上、関係官公庁等との協議を必要とする時や、本市から協議への同行を求められた時には誠意をもってこれにあたり、必要に応じて協議資料や議事録等を作成して本市を支援するものとする。

第11節 打ち合わせ及び会議録

受託者は、業務着手時及び履行期間中に必要に応じて協議打ち合わせを行い、その会議録を市に提出して承認を受けることとする。

第12節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、委託契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

1. 着手届
2. 配置技術者届出書（管理技術者、照査技術者、主任担当技術者）及びその経歴書並びに資格証明書
3. 業務計画書
4. 業務工程表
5. 完了届
6. その他必要な書類

第13節 管理技術者等の選任

1. 受託者は、業務の円滑な推進を図るために、管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する作業については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学一般廃棄物関係）又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有し、過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務の経験実績を有する者とする。
3. 照査技術者は、管理技術者に定める資格を有する者であること。
照査技術者は、管理技術者及び主任担当技術者を兼ねることができない。
4. 主任担当技術者は、廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））の資格を有し、過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務の経験実績を有する者とする。
5. 各技術者は、兼務できないこととし、受託者と恒常的に1年以上の雇用関係があり、証明できる者とする。

第14節 審査及び引渡し

1. 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
2. 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第15節 疑義

受託者は、本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、本市と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないよう努めなければならない。

第16節 成果品

受託者は、本業務の完了に際し、次の成果品を提出する。なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ本市と協議のうえ作成する。

1. ごみ処理施設整備基本構想策定業務報告書 A4版製本 20部
2. 同上（概要版） A4版製本 20部
3. 収集・整理した資料及び議事録 1部
4. 上記内容を収める電子データ（CD-R等） 1式

第2章 業務内容

第1節 現状と課題の整理

受託者は、施設整備基本構想の基礎となるごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理行政の動向、ごみ処理の課題を抽出・整理すること。

1. ごみ処理状況の把握（ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等）
2. 現状の課題（分別方法・排出状況、収集・運搬、中間処理、最終処分等）

第2節 ごみ処理技術の動向調査

受託者は、ごみの焼却、熔融、熱分解、ごみ燃料化、バイオガス化、たい肥化等の最新の技術的動向を調査し、整理すること。

1. 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術動向調査
2. 中間処理の技術動向調査
3. 資源化・再利用施設の技術動向調査
4. 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向
5. 最終処分の技術動向調査

第3節 処理区域の設定等に基づく処理規模・処理方式の検討

1. 基本方針

受託者は、ごみ処理に関する処理システム案を作成するための基本的な考え方を整理すること。

2. ごみ量、ごみ質の推計

受託者は、計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関する長期見通しを検討すること。

3. 処理技術の適用性の検討

受託者は、ごみ処理技術の動向を検討した結果に基づいて施設規模を想定し、適用するごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討すること。

4. 処理システム案の作成

受託者は、本市の一般廃棄物処理基本計画等を参考にして、今後整備が必要となる各処理施設の必要な規模、機能構成や整備パターンについて処理システムを複数案設定すること。なお、システムの設定にあたっては、収集・運搬、中間処理、最終処分などに適用性が高い技術を組み合わせること。

5. 処理システム案の評価

受託者は、前項で作成された処理システム案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較・評価して、実効性と経済性に優れた処理システムを選定すること。なお、比較・評価にあたっては、環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等を参考とすること。

第4節 施設候補地選定手順の検討

小松島市全域を対象とし、一般廃棄物処理施設の建設用地として概ね2ha以上の敷地面積を確保できる候補地の選定手順を検討する。

選定において、選定過程で行うべき調査、検討、比較内容及び候補地の評価基準について検討し、候補地選定基準評価事項を定める。

1. 一次選定（法規制による除外）

一般廃棄物処理施設の立地が困難な法令上の規制を受ける地域を除外し、土地利用計画面・自然環境保全・防災面等における土地利用上の法規制により、建設が容易な地域を北部と南部でそれぞれ2か所程度抽出する。

なお、抽出に際し、立地回避地域を重ね合わせたマップを作成し、立地回避地域以外を原則として立地可能地域から抽出する。

2. 二次選定（地理条件※による選定）

一次選定で抽出された地域内から、過去及び現在の土地利用状況を既存資料等で確認したうえで、一般廃棄物処理施設に適した地形を満足する場所を2か所程度に絞り込む。

※地理的条件：計画規模の確保、流域面積、標高差、谷勾配、断層、地すべり・崖くずれ・地盤沈下などの災害履歴、用水の水源及び取水源との位置関係など

3. 三次選定（計画上困難な要因による除外）

二次選定で絞り込まれた候補地について、現地調査にて土地利用状況（候補地、周辺環境）、立地（地形、断層、希少動植物分布、文化財の分布、搬入道路、法的規制状況など）、利水状況、景観などを確認し、埋立面積、埋立容量、経済性（概算工事費）、登記事項証明書等により土地取得の妨げとなる事項の有無などを考慮して、計画上困難な要因のある候補地を除外し候補地を絞り込む。

第5節 整備手法等検討委員会の開催等支援

1. 検討委員会の開催支援

受託者は、本市が設置する「（仮称）小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会」（以下、「検討委員会」という）において、当該事業の内容や目的を選任予定の委員に理解を得るための会議資料作成や説明支援を行うものとする。

- （1）事業概要の説明
- （2）比較検討事項の説明
- （3）検討・評価方法の説明

2. 検討委員会の運営支援

受託者は、検討委員会の運営にあたり以下の支援を行うこと。

- （1）委員会説明資料の作成
- （2）委員会への同席並びに技術的事項の説明
- （3）要約議事録等の作成

3. 検討委員会の概要

- （1）開催回数はおおむね4回を想定すること。
- （2）委員数は、委員長（有識者）を含め5名を予定する。
- （3）開催場所は本市施設等とする。

第6節 財政計画案の作成

受託者は、概算の事業費や概略工事工程案に基づき年度別の工事費用を算出し、交付金、起債、一般財源の財源内訳を明らかにした年度別財源計画書を作成すること。

第7節 施設整備に係るスケジュール案の作成

受託者は、各処理施設の内容や規模そして運営・維持管理体制を考慮して、各施設計画から施設稼働までのスケジュールを明らかにすること。

第8節 照査とりまとめ

受託者は、適宜照査技術者による照査を実施し、前述の内容を取りまとめた協議用資料や成果品等を作成する。

第9節 準拠すべき基準等

本業務策定にあたっては、下記の基準等（最新版）に準拠して行う。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
2. 環境基本法、同施行令、同施行規則
3. 各種環境基準を定める法令、同条例等
4. 廃棄物処理施設整備実務必携（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修）
5. （社）全国都市清掃会議
6. 道路構造令の解説と運用
7. 道路土工指針
8. 河川砂防技術基準（案）解説
9. 開発指導要綱、林地開発基準等
10. 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領
11. 下水道施設計画・設計指針と解説
12. 林道規程
13. 防災調節池設置基準（案）
14. 建築基準法
15. 消防法
16. 小松島市一般廃棄物処理基本計画
17. 小松島市第6次総合計画 後期基本計画
18. 小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）
19. 小松島市の各種関連計画
20. その他関係法令・規則・通達等